

## 指導要録の記載不備について

在園児の保護者の方々にはすでに途中経過をご報告したところですが、本学附属幼稚園において、平成16年以降の指導要録に不備があることが判明しました。指導要録は「学籍に関する記録」及び「指導に関する記録」から成り、記載及び保存に関して学校教育法施行規則で取り扱いが定められているものです。

正確かつ公正に事態を把握するため、幼稚園から独立した調査委員会を大学で立ち上げ、綿密な調査を行いました。そのため、相当の時間を要しましたが、このたび調査結果が確定しましたので、「調査報告書」として公表致します。

調査結果の確定を受け、在園児、卒園児、その保護者の方々、関係各位にご心配とご迷惑をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

現在、指導要録の補完作業はほぼ完了し、わずかに残った記載不備について作業を進めております。

教員を養成している大学、その附属幼稚園として、このような事態を招いたことはまことに遺憾であり、深く反省するところです。

今回のようなことは決してあってはならず、今後、研修等を通じて教職員に法令遵守を徹底するとともに、管理体制の整備を進めて参る所存です。

令和6年10月25日

国立大学法人京都教育大学長

太田 耕人